書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第７７号
山口県防府市岸津２丁目20番12号
破産者　松本　一徳
異議申述期間　平成23年５月11日まで
平成23年４月８日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７号
山口県熊毛郡平生町大字平生村630番地の１、開始決定時の住所山口県熊毛郡田布施町大字麻郷367番地１
破産者　藤谷　義男
異議申述期間　平成23年５月18日まで
平成23年４月８日　山口地方裁判所岩国支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１８０６号
東京都練馬区石神井台７丁目３－１
破産者　長橋　　隆
免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
平成23年４月８日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第２０３５号
東京都千代田区丸の内１丁目６番５号
清算株式会社　ＳＣ５９株式会社
代表清算人　ピータースワンガー
１　決定年月日　平成23年４月４日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第２０２３号
東京都小金井市中町２丁目９番３号
清算株式会社　丸増住宅資材株式会社
１　決定年月日　平成23年４月６日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２３年（再）第２６号
東京都北区東十条２丁目14番14号
再生債務者　ＢＭオーディオジャパン株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都新宿区四谷２丁目４番18号第３アマシンビル９階　嘉本法律事務所　弁護士　嘉本　益巳
平成23年４月４日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第１号
神奈川県横須賀市夏島町16番６
再生債務者　関東クリーンアシスト株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　神奈川県横須賀市米が浜通１丁目７番地２サクマ横須賀ビル３階302号室　さくら横須賀法律事務所　弁護士　駒田　英隆
平成23年４月６日
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（再）第２号
神奈川県横須賀市池田町３丁目４番７号
再生債務者　黒田　秀男
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　神奈川県横須賀市米が浜通１丁目７番地２サクマ横須賀ビル３階302号室　さくら横須賀法律事務所　弁護士　駒田　英隆
平成23年４月６日
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（再）第２号
京都市左京区下鴨狗子田町３番地の２
再生債務者　医療法人社団誠仁會
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　京都市中京区三条通烏丸西入御倉町85―１　烏丸ビル３階　弁護士法人古家野法律事務所　弁護士　古家野泰也
平成23年４月４日
京都地方裁判所第５民事部

再生手続開始

平成２３年（再）第２３号
東京都新宿区本塩町21番地
再生債務者　株式会社ワイキューブ
１　決定年月日時　平成23年４月４日午後２時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年５月６日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年６月８日から平成23年６月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２１年（再）第８９号
東京都中央区日本橋浜町１丁目４番15号
再生債務者　泰道リビング株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成23年４月４日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第２３９号
東京都品川区東品川２丁目２番43号
再生債務者　株式会社ＹＹＪ（旧商号株式会社ヨウジヤマモト）
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成23年４月５日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第２６８号
東京都千代田区神田淡路町２丁目３番２号
再生債務者　株式会社アドバンテージ
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成23年４月４日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第２７５号
東京都中央区日本橋小伝馬町１番３号　日本橋ニシキビル
再生債務者　株式会社ＣＴＩサイエンスシステム
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成23年４月４日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２０年（再）第２６８号
東京都足立区南花畑１丁目６番７号
再生債務者　株式会社マルヒデ
１　主文　本件再生手続を廃止する。
再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　東京都千代田区九段北４丁目１番５号市ヶ谷法曹ビル803　上田法律事務所　弁護士　上田　智司
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法194条に定める事由がある。
平成23年４月５日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再ロ）第１号
埼玉県草加市高砂１丁目11番56―107号
再生債務者　長谷川清志
１　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年４月25日まで
４　一般異議申述期間　平成23年５月９日から平成23年５月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２３年（再イ）第６８号
千葉市若葉区西都賀１丁目９番９―102号
再生債務者　日影　英幸
１　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年４月26日まで
４　一般異議申述期間　平成23年５月10日から平成23年５月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（再イ）第７４号
千葉県習志野市谷津３丁目１番41―401号
再生債務者　武藤　　健
１　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年４月26日まで
４　一般異議申述期間　平成23年５月10日から平成23年５月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（再イ）第２９号
兵庫県西宮市小松町２丁目７番５号
再生債務者　福田　朱剛
１　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年４月26日まで
４　一般異議申述期間　平成23年５月６日から平成23年５月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部